下水道用設計独自歩掛表 令和7年度

さいたま市 建設局 下水道部

底部工 (組立式人孔)

1. 適用範囲

本歩掛は、下水道用設計標準歩掛表(以下「標準歩掛表」という。)のA-2 マンホール工、B-9 組立マンホール工のうち、組立0号人孔、組立1号人孔、組立楕円人孔の底部工に適用する。

2. 底部工(組立式人孔) 1 箇所当り単価表

						施工	歩掛コード	D8GS3170
種目	形状寸法	単位	数量	単価(円)	金智	頁(円)		摘 要
インハ゛ートコンクリート 工		m³						票準積算基準書第Ⅱ編第 /クリートエ 0)
モルタル上 塗 工	配合 1:3 厚さ 2 cm	m²					標準歩掛表 (DGD1074	
計								

- 備考 1 インバートコンクリート工における生コンクリート材は、18-8-25 (20) 高炉 水セメント比 60%以下とする。
 - 2 インバートコンクリート工におけるコンクリート工は、小型構造物、人力打設、養生無し、現場内小運搬無しを施工条件とする。
 - 3 モルタル上塗工における材料は、セメント(高炉 B), コンクリート用骨材(砂)とする。
 - 4 独自代価数量は、標準施工として表-1に示す。これによりがたい場合は、別途考慮する。

3. 底部工(組立式人孔) 1箇所当り標準施工数量

表一1 標準施工数量表

(1箇所当り)

組立人孔種別	インハ゛ートコンクリート工 (m³)	モルタル上塗工(㎡)	備考
組立 0 号人孔	0.11	0.53	
組立1号人孔	0. 16	0.74	
組立楕円人孔	0.10	0. 56	

備考 1 本表は、組立0号人孔・組立1号人孔の底部コンクリート高17cm、組立楕円人孔の底部コンクリート高15cmを標準とし、管径 ϕ 200mmにおける一文字とする。

小型マンホール(コンクリート製)設置工

1. 適用範囲

本歩掛は、下水道工事における小型マンホール (コンクリート製) [JSWAS A-10] 設置作業に適用する。

2. 編成人員

本歩掛は、小型マンホール(コンクリート製)設置に適用し、使用する機械は、トラッククレーン(油圧伸縮ジブ型 4.9t 吊)を標準とする。編成人員は、次表を標準とする。

表一1 編成人員

土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員	計
1	1	2	4

3. 施工歩掛

表-2 ブロック据付歩掛表

(1箇所当り)

	マンホール		労 力 (人)		トラッククレーン	諸雑費率	人孔深	і ф т
	種 別	世話役	特殊作業員	普通作業員	賃料(日)	(%)	(m)	摘要
,	小型 MH (RC)	0.07	0.07	0. 14	0.07	c	2.0m以下	
	φ 300	0.08	0.08	0. 16	0.08	6	2.0mを超え 4.0m以下	

備考 1 本歩掛は、蓋・枠の据付を含む。

- 2 諸雑費は、接合材等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- 3 2.0mを超え 4.0m以下の適用にあたっては、世話役 0.01 人・特殊作業員 0.01 人・普通作業員 0.02 人・トラッククレーン賃料 0.01 日を 2.0m以下据付歩掛に加算して補正とする。

4. 小型マンホールエ (コンクリート製) 1箇所当り単価表

					į	施工歩掛コー	- K	D8GS3180
種目	形状寸法	単位	数量	単価(円	()	金額(円)		摘 要
土木一般世話役		人					表	-2
特殊作業員		人					表	-2
普 通 作 業 員		人					表	-2
トラッククレーン賃 料	油圧伸縮ジブ型 4.9t 吊	日					表	-2
諸 雑 費		式	1				表	-2
計								

矢板賃料及び支保工賃料(軽量金属支保)

1. 適用範囲

本歩掛は、開削工法の土留用矢板、支保材賃料において、下水道数量計算システムから算出される費用に適用する。

2-1. 矢板賃料1式当り単価表

(1式当り)

						施工步	卦コード		D8GS7090	
種目	形状寸法	単位	数量	単価(円)	金	碩(円)		摘	要	
矢 板 賃 料		式	1							
計										
1 式 当 り										

備考 1 矢板賃料と修理費及び損耗費を加算した総和とする。

2-2. 適用賃料

下水道数量計算システムにおける、山留賃料算定表より入力する。

矢板賃料:1スパン当りの矢板賃料の総和

修理費及び損耗費:矢板長別の使用最大重量に応じた修理費及び損耗費の総和(アルミ矢板は除く)

3-1. 支保工賃料1式当り単価表

(1式当り)

						施工歩	掛コード		D8GS7095
種目	形状寸法	単位	数量	単価(円)	金	額(円)		摘	要
腹起し材賃料									
切梁(水圧サポート)									
賃料									
水圧手動ポンプ賃料									
計									
1 式 当 り									

備考 1 DGD10400において賃料を計上する場合には、本単価表を適用しないものとする。

3-2. 適用賃料

下水道数量計算システムにおける、山留賃料算定表より入力する。

腹起し材賃料:1スパン当りの腹起し材賃料の総和

切梁(水圧サポート)賃料:1スパン当りの切梁材賃料の総和(なお、切梁材は水圧式パイプサポートを適用する。)

水圧手動ポンプ賃料:1スパン当りの供用日数の総和によるポンプ賃料

試掘工

1. 適用範囲

本歩掛は、下水道工事における他企業占用物の占用位置等を確認するために行う試掘工に適用する。

2. 試掘工1箇所当り単価表

		施工歩掛コード		D8GS8010				
種 目	形状寸法	単位	数量	単価(円)	金額	頁(円)	ł	商 要
普 通 作 業 員		人	3					
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								

- 備考 1 概ね掘削深 1.5mまでとし条件を超える試掘の場合は、別途考慮する。
 - 2 仮復旧組成における埋戻作業を含むものとする。本復旧は、別途考慮する。

土留支保工 (軽量金属支保工)

1. 適用範囲

本歩掛は、開削工法の土留用支保工設置、撤去において、軽量金属支保材を使用する場合に適用する。 ただし、腹起材、切梁材及び水圧ポンプの損料・賃料は、必要に応じ別途計上するものとする。 なお、腹起材、切梁材の組合せは地域特性を考慮して定めること。

2. 編成人員

軽量金属支保工設置、撤去の班編成人員は次表を標準とする。

		70 — I TIMOUV A	貝		
支 保 工	作業区分	十木一般世話役	特殊作業員	普通作業員	計

支	保 工	作業区分	土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員	計
腹起材	腹起材 軽量金属		1	1	3	5
历友足上的	牲里亚属	撤去工	1	1	3	5
	水圧式 パイプ	設置工	1	1	3	5
切梁材	サポート	撤去工	1	1	3	5
90条的	ねじ式 パイプ	設置工	1	1	3	5
	サポート	撤去工	1	1	3	5

備考 1 下水道数量計算システムにおける切梁材は、水圧式パイプサポートによる賃料計算とする。

3. 施工歩掛

軽量金属支保工設置、撤去の施工歩掛表は次表による。

(1) 腹起し材

表一2	設置工・撤去工歩掛表	(100m当り)
-----	------------	----------

種目	設置段数	掘削深	設 置	撤去
	1段	2.0m以下	0.4	0.3
土木一般世話役(人)	2段	3.5m以下	0.8	0.6
	3段	3.8m以下	1.3	0.9
	1段	2.0m以下	0.4	0.3
特殊作業員 (人)	2段	3.5m以下	0.8	0.6
•	3段	3.8m以下	1.3	0.9
	1段	2.0m以下	1.2	0.9
普通作業員 (人)	2段	3.5m以下	2.4	1.8
•	3段	3.8m以下	3.9	2.7

(2) 切梁材

表一3 設置工・撤去工歩掛表

(100m当り)

種目	設置段数	+民共169G	水圧式パイ	プサポート	ねじ式パプサポート	
/里 日 		掘削深	設 置	撤去	設 置	撤去
土木一般世話役 (人)	1段	2.0m以下	0.2	0.2	0.3	0.3
	2段	3.5m以下	0.4	0.4	0.4	0.4
	3段	3.8m以下	0.7	0.6	0.7	0.7
特殊作業員(人)	1段	2.0m以下	0.2	0.2	0.3	0.3
	2段	3.5m以下	0.4	0.4	0.4	0.4
	3段	3.8m以下	0.7	0.6	0.7	0.7
普通作業員(人)	1段	2.0m以下	0.6	0.6	0.9	0.9
	2段	3.5m以下	1.2	1.2	1.2	1.2
	3段	3.8m以下	2.1	1.8	2.1	2.1

4. 土留支保工(軽量金属支保工) 1 m当り単価表

(1m当り)

						施工場	卦コード	D8G10400
種目	形状寸法	単位	数量	単価(円)	金額	額(円)		摘 要
土木一般世話役		人					表-2,	表-3
特殊作業員		人					表-2,	表-3
普通作業員		人					表-2,	表-3
諸 雑 費		式	1				端数処理	E
計								
1 m 当 り							計/1001	m

- 備考 1 本表は、下水道管路開削工事で掘削深3.8m以下の場合に適用する。
 - 2 土木一般世話役、特殊作業員及び普通作業員の人工数は、表-2及び表-3を合計して求めること。
 - 3 腹起材、切梁材及び水圧ポンプの損料・賃料は、必要に応じ別途計上すること。